**YLOニュースレター（2024年６月号）**

皆様

しばらくニュースレターをさぼっていたようです。４月、５月は海外出張があり、また国内でのカンファレンスが数件あるなど多忙に任せてニュースレターの発行を怠っていました。申し訳ありませんでした。私の日記の一部を載せますので、ご笑覧ください。

（3月29日）金曜日に東大法曹会の講演会に参加しました。講演したのは、元検事総長の林真琴さんでした。そこで私たちが長年慣れ親しんだ「懲役刑」が懲らしめの刑であることに気づかされました。今後は拘禁刑ということになり、これが１１５年振りの刑法改正だということです。また、刑法改正では拘禁刑は改善更生をはかるために実施するものとされ、応報刑から教育刑の考え方に変わったそうです。私達一般の弁護士も「懲役」という名称に慣れてしまって、それが懲らしめの刑ということに全く気がつきませんでした。私達が普通に思っていることが実は問題をはらんだことであることがないのか、注視していく必要があると感じた次第です。

（４月7日）週末はIBAの国際人権カンファファレンスに参加しました。外国人就労者の人権のセッションに一般社団法人JP-Miraiの代表として参加しました。外国人就労者の人権は私が長年してきたことではありませんが、JP-Miraiの関係で関係することになりました。人生は拍子から出ることがありますが、その一例でしょう。

（４月14日）久しぶりにABAのAntitrust Spring Meetingに参加しました。ワシントンＤＣでは、丁度岸田首相の訪問もあり、いつもより日本人が多いように感じました。こちらで働いている息子や大学院の教え子とも楽しく食事をしました。多くの弁護士に親しく声をかけられるのも、それだけ年輪を重ねたからでしょう。それにしても、たった一つの独禁法のカンファレンスに4000人以上の弁護士が来るなんて、さすが米国ですね。

（４月20日）今週はInternational Bar associationの弁護士評議会の役員会が箱根であり、前議長と会議企画者として参加しました。金曜日の夜は東京に帰ってきて，D&Iセミナーを東弁、日弁連共催で開催し、女性弁護士人口、所得格差、仕事や職域格差、ロールモデルの課題、その解消策など各国から大いに示唆をいただきました。元英国の弁護士会会長からは、渕上会長が最初の女性会長とご自身を紹介していたが最後にならないようにとのコメントがあり、皆頷きました。渕上日弁連会長も最後まで聞いておられました。

（５月26日）今週は4日間ルーマニアに出張しました。International Bar Associationの中間大会です。会議後、しばしブカレストの街を散策しました、会議では、懸案の台湾弁護士会と海外に移動したアフガニスタン弁護士会がInternational Bar Associationの会員として認められたので、資格審査委員会委員長としてホッとしました、ただ、アゼルバルジャン弁護士会が認められなかったのは残念でした。ルーマニアは共産主義政権が長かったのですが、第二次世界大戦前はオスマントルコやドイツ系の支配にもあった時期があり地政学的に大変面白い地域ですね。議論した主なトピックは、AIとリーガルマーケット、D&I、弁護士の国際活動、弁護士会の将来像、弁護士会と政治、弁護士会への挑戦、気候変動と弁護士会などでした。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　6月12日に「**スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律**」が国会で成立し、１年半後までのいずれかの日から施行される。公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者（「指定事業者」）として指定する。また、特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、**一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）**を定める（“**To Do and Not To Do”**）。そして、指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係省庁との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令が規定され、違反事業者には**課徴金納付命令（国内関連売上高の20％）**が下される可能性がある。

〇　昨年４月に「**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**」（いわゆる**フリーランス法**）が成立し、同年5月に公布された。同法は**本年11月1日に施行**される。同法の関係下位法令等である施行令、公取委規則、厚労省規則、指針、解釈ガイドライン、執行ガイドラインも整備された。同法の施行に向けた取り組みとして、**公正取引委員会**は、本年**４月１日に**「**フリーランス取引適正化室**」を設置するとともに、6月17日に**特設サイト**（<https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html>）を設けた。フリーランスは労働者としての保護も受けず、また下請法の適用がない場合もある一方、その数は年々増加していることから設けられたものである。

〇　**公正取引委員会**は、**Google LLC**に対し、**検索エンジン及び検索連動型広告の技術の提供に係る取引**に関して独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ、**ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた等の行為**が、独占禁止法第3条（私的独占）又は同法第19条（不公正な取引方法第2項（その他の取引拒絶）又は第14項（競争者に対する取引妨害））の規定に違反する疑いが認められた。Google LLCから、公正取引委員会に対し、特定の行為が排除されたことを確保するために必要な措置の実施に関する確約計画の認定を求める申請があったことから、公正取引委員会は、当該確約計画は当該行為が排除されたことを確保するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、**４月22日**に同法第48条の7第3項の規定に基づき、当該**確約計画を認定**した。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240422_digijyo.html>

〇　**公正取引委員会**は、**6月11日**、**管工機材販売の橋本総業**を独占禁止法違反（不公正な取引方法）の疑いで**立入検査**した。公取委が違反行為とみたのは、同社の東京配送センターの業務を巡る取引であり、取引先の運送会社に支払う**代金を割戻金名目で不当に減額**した疑いがあるとのことである。運送会社への不当減額は人手不足の**「2024年問題」**を助長しかねないため、公正取引委員会が、下請法への規制とともに審査を厳格化しているものといえる。

〇 **公正取引委員会**は、**2月15日**、山口県周南市に所在する**石油化学コンビナート**（「周南コンビナート」）において石油化学製品等の製造販売を行っている**出光興産ほか４社**から、周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為についての相談を受け、独占禁止法上問題がない旨の回答を行ったことを公表した。公正取引委員会は、事業者及び事業者団体によるグリーン社会の実現に向けた取組を更に後押しすることを目的として、令和５年３月 31 日に**「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」**（「グリーンガイドライン」）を策定しているところ、本事例はグリーンガイドラインの初めての適用事例である。なお、グリーンガイドラインは、令和6年４月24日に改定されている。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240424_green.html>

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 **6月14日**、外国人の育成就労創設を柱とする**改正入管難民法**が国会で成立した。同改正法では、**育成就労制度が導入され、技能実習制度が廃止**される。育成就労では、受け入れた外国人労働者を原則3年間で、即戦力レベルの技能が求められる在留資格「**特定技能1号**」の水準に育てることを目指す。熟練した技能が必要な「**特定技能2号**」の試験に合格すれば、家族帯同の無期限就労が可能になる。2027年度制度開始が予定されている。

○　**矢吹弁護士が代表理事**を務めている**一般社団法人JP-MIRAI**では、近く国際協力機構（JICA）とベトナム政府、ILOなどが連携する予定の「**ベトナムから日本への移住労働者に関する公正で倫理的なリクルートイニシアティブ（VJ-FERI）**」で、**来日費用を採用企業が負担する、求人票の事前審査**などする制度の運用を担当することになった。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　[k.yabuki@yabukilaw.jp](mailto:k.yabuki@yabukilaw.jp)

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）